

オゾン層保護のための国際条約と国内の取組について

環境省地球環境局フロン等対策推進室

1. オゾン層保護に関する国際的取組

オゾン層の破壊を防止するために、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」が1985年に、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」(以下「議定書」)が1987年にそれぞれ採択された。我が国は、国内においてこれらを的確に実施するため、1988年にオゾン層保護法を制定するとともに、同年条約及び議定書を締結した。

その後の科学的知見の集積により、従来のCFC等の規制のみではオゾン層の保護に不十分であることが分かり、1990年、1992年、1995年、1997年及び1999年の5度にわたって、議定書の改正等による規制強化が図られている。(我が国は全ての改正議定書を批准)。

2. 国内での取組

我が国では、上記の国際条約を受けて次のような施策を実施している。

(1) CFC等の製造等の規制

まずオゾン層保護法では、議定書の規制対象物質の製造規制等を行うことにより、議定書の規制スケジュールに即して生産量及び消費量(=生産量+輸入量-輸出量)の段階的削減を行っている。この結果、消火剤として使われるハロンについては1993年末をもって、CFC、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン等については1995年末をもって生産等が全廃され、臭化メチルについては2004年末をもって、検疫用途等を除き生産等が全廃され、HCFCについては2004年以降段階的な削減が行われ、2019年末をもって消費量が全廃される。

(2) CFC等の回収・破壊の促進

過去に生産され、冷凍冷蔵機器、エアコン等に冷媒として充てんされたCFC等が相当量残存しており、オゾン層保護を一層推進するためには、こうしたCFC等の排出を抑制し、回収・破壊を促進することが大きな課題となった。

このため、2001年4月から家電リサイクル法に基づき冷蔵庫及びルームエアコンの冷媒フロン(CFC、HCFC、HFC)の回収が義務付けら

れるとともに、同年6月にはフロン回収破壊法が制定され、業務用冷凍空調機器について2002年4月から、カーエアコンについて2002年10月から、機器の廃棄時に冷媒フロン(CFC、HCFC、HFC)の回収が義務付けられた。

3. 最近の議定書をめぐる課題

先進国においては、土壌の殺菌・殺虫剤として使用されている臭化メチルの生産・消費を2005年以降全廃しなければならないが、技術的・経済的に適切な代替手段がなく、かつ、臭化メチルが使用できなくなることにより著しい損害がある場合は、専門家パネルの評価を踏まえ、不可欠用途として使用が認められる。

第15回締約国会合(2004年11月、ナイロビ)において、2005年分の各国の不可欠用途使用量が決定されることとなっていたが、米国の申請量が非常に多かった(2004年までの消費量基準である基準年(1991年)の消費量の30%を超えていた)ことについて、各国から懸念が示され、当該量の削減を求める提案が出されたが、合意には至らなかった。

このため、2004年3月、モントリオールで初めての特別締約国会合が開催された。継続審議となっていた先進国における不可欠用途申請をどの程度認めるかに関し、特にEUと米国とが激しく対立したが、最終的には日本代表団の猪又忠徳団長(当時コスタリカ大使)らの貢献・調整により決着をみた。今後も米国は大量の申請を予定しており、我が国としては注意深く見守る必要がある。

臭化メチルの問題以外にも、途上国を中心とする議定書不遵守国の扱い、途上国の削減のための取組を支援してきた多数国間基金の今後のあり方、温暖化防止等の他の環境条約との整合性等検討課題が残されている。オゾン層保護の国際的スキームは、先進国と途上国が協力してフロンの排出削減を実施している等の点で、国際環境条約の成功例と言われており、今後とも有効に機能するよう引き続き関係者の努力が必要である。